⑤　無登録業者に対し投資助言業務を委託している状況

当社は、会員専用のメールマガジン等により、株式個別銘柄等に係る投資判断を配信するなどの方法により投資助言業務を行っていた。

当該投資助言業務の実態は、当社役員の知人（投資助言・代理業の登録を受けていない者）が、当社が事前に助言内容を確認することなく、当社の顧客に対し、当社サーバーを通じて投資判断に基づく助言を直接配信するというものであった。また、当社役員の知人は、かかる投資助言業務の約７割の売上げを受領しており、当社が実質的に投資助言・代理業を登録していない当社役員の知人に対して、投資助言業務を委託していた不適切な状況が認められた。

⑥　特例業務の要件を満たさない不適切な適格機関投資家等特例業務の届出業者を複数形成させていた状況

当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）を行おうとする者との間で、コンサルタント事業に基づく契約を締結し、特例業務に係るアドバイス等を行うとともに、当社が関与する投資事業有限責任組合（以下「有責組合」という。）から契約先が組成するファンドに出資を行い、当該有責組合を適格機関投資家とすることで契約先が行う特例業務の法的要件を備えさせることとしている。

当該コンサルタント事業の状況を検証したところ、以下のとおり問題点が認められた。

○　当該有責組合からの出資原資は、契約先からのコンサルタント料を原資としており、その出資は形骸化している。

○　契約先は、当該有責組合からの出資前に、特例業務を行っていることから、当該契約先が組成するファンドは特例業務の法的要件を備えていない。したがって、当社のコンサルタント事業は、当該契約先が無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行う等の不適切な状況を発生させていた。

⑵　その他業務運営に関するもの

勧告事案

①　顧客からの金銭の預託の受入れ

〔金商法第41条の４（平成19年９月29日以前の行為については、投資顧問業法第19条）〕

（本章第７－３―⑷及び附属資料２－４－３⑴①（番号17）参照）

②　業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

〔金商法第52条第１項第６号及び第198条の６第11号〕

（本章第７－３―⑸及び附属資料２－４－３⑴①（番号18）参照）

問題点通知事案

①　前回検査指摘事項に係る改善策に対する履行が不適切な状況

〔金商法第37条第１項第３号〕

当社は、前回検査において「広告に手数料等を記載していない」との指摘を受け、当局に対し当該指摘事項について改善済みである旨の改善報告書を提出していたが、今回検査において当該改善・対応策の実施状況を検証したところ、前回検査指摘事項について改善されておらず、再度、広告に係る手数料等の記載不備が認められた。

②　業務の方法の変更届出未済等

〔金商法第31条第３項及び第47条の２〕

当社は、報酬体系について、当局に提出していた業務方法書の記載内容と相違していたにもかかわらず、当局に対し、業務の方法に係る変更の届出を行っていない。また、誤った契約件数等を記載した事業報告書を作成し、当局に提出していた。

③　標識の未掲示

〔金商法第36条の２〕

当社は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければならないところ、これを掲示していなかった。

④　説明書類の未縦覧

〔金商法第47条の３〕

当社は、事業報告書の内容を記載した説明書類を、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないところ、これを備え置いていなかった。

⑤　顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為

〔金商法第41条の２第５号〕

当社が提供するシステムトレードに基づき取引を行った顧客から、当該取引により損失を被ったとの苦情を受け、会費の返還という名目で、損失の一部について補てんを行った。

４　投資運用業者に対する検査

平成24年度に検査が終了した投資運用業者等は計７業者であり、４業者（投資運用業以外の業務を主に行う業者において、投資運用業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら４業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは４業者、その他業務運営に関するものは１業者となっている。

⑴　投資者保護に関するもの

勧告事案

①　投資一任契約に係る善管注意義務違反

〔金商法第42条第２項〕

（本章第７－４―⑴及び附属資料２－４－３⑴①（番号５）参照）

（本章第７－４―⑵及び附属資料２－４－３⑴①（番号６）参照）

（本章第７－４―⑷及び附属資料２－４－３⑴①（番号12）参照）

②　異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等

〔金商法第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第２号〕

（本章第７－４―⑶及び附属資料２－４－３⑴①（番号11）参照）

③　権利者から出資を受けた金銭を流用する行為

〔金商法第42条第１項〕

（本章第７－２―⑵及び附属資料２－４－３⑴①（番号16）参照）

問題点通知事案

○　投資一任契約締結に関し、忠実義務を果たすための内部管理態勢に不備が認められる状況

当社は、投資一任契約を締結した権利者から運用報酬を受領する一方で、運用財産として組み入れたファンドの運用者と助言契約を締結し、運用資産残高に連動した多額の報酬を受領するなど、当社にとって当該ファンドに投資するインセンティブが生じる構造となっていた。

当社におけるこのような業務の運営の状況は、投資判断に不適切な影響を与え、投資一任契約の権利者との間で利益相反が生じる可能性があり、投資者保護上問題がある状況が認められた。

⑵　財産・経理等に関するもの

勧告事案

○　純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況

〔金商法第52条第１項第３号〕

（本章第７－２―⑵及び附属資料２－４－３⑴①（番号16）参照）

５　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成24年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は14業者であり、14業者（適格機関投資家等特例業務以外の業務を主に行う業者において、適格機関投資家等特例業務に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら14業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは14業者、その他業務運営に関するものは８業者となっている。